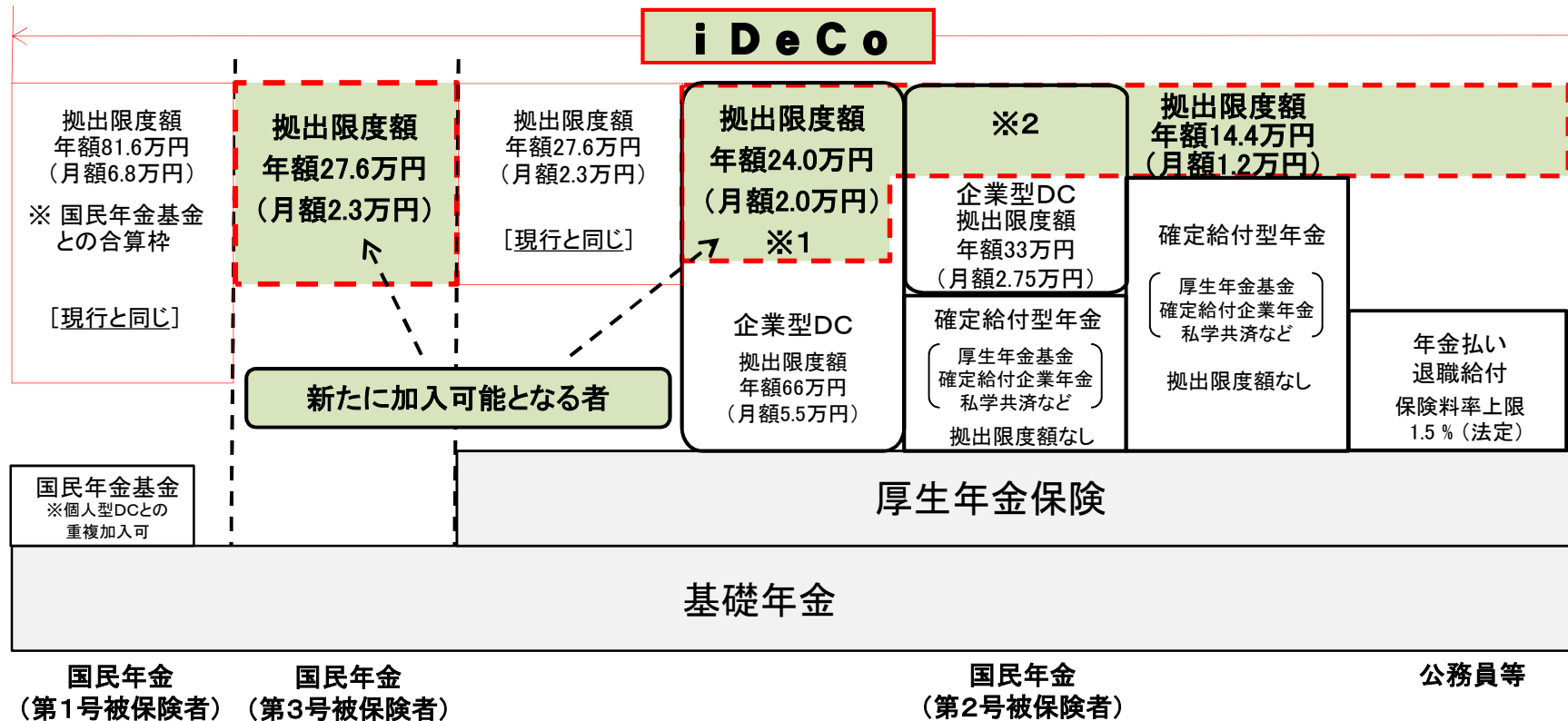


iDeCo (個人型確定拠出年金)における
事業所の事務手続きについて

平成29年7月6日
国民年金基金連合会

iDeCoにおける事業所の事務について

- 今般、確定拠出年金法の改正によって、現行、自営業者(1号被保険者)または企業年金のない企業に勤めている会社員に限られていたiDeCoの加入者につき、原則誰でも加入可能となる。
- とりわけ、国や地方自治体では、その特殊な地位にあることや、各省庁・各自治体により組織体制等が従前の加入者と異なることを考慮する必要がある。
- ◎ 各事業所において、①加入時の資格確認、②年1度の資格確認、③給与からの掛金控除(天引き)、④年末調整についての事務処理を行っていただく必要がある。



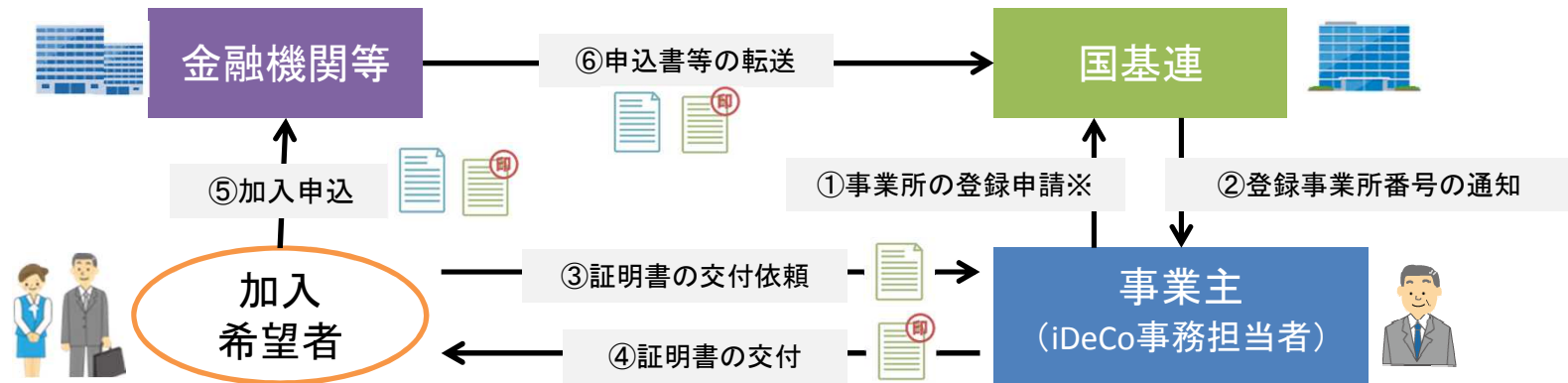
※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入を認める。

※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入を認める。

資格確認スキームのイメージ

<加入申込時>

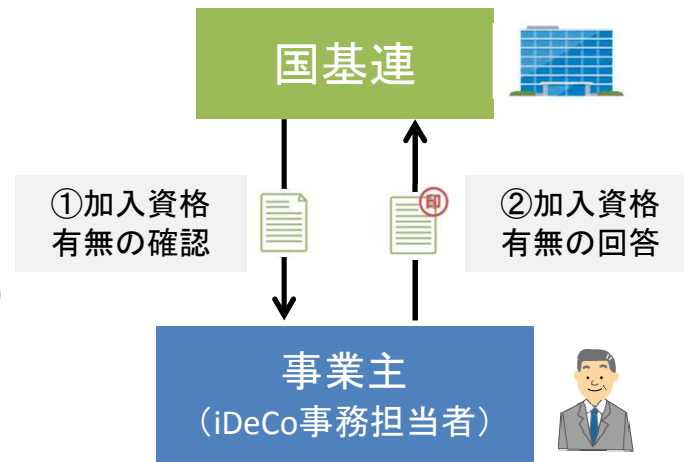
- ・事業主は、国基連に対して事業所の登録を行う。(官公庁・自治体の事業所登録は事前)
- ・加入者が、iDeCo事務担当者へ加入申込書を提出し事業主の証明書を添付し、国基連に送付。



(※)官公庁・自治体等共済組合員の事業所は事業主払込における掛金収納方法に制約があるため事前に事業所の登録が必要。一般の事業会社は、加入申出と同時に事業所登録を実施。

<年一回の確認時>

- ・国基連が、加入申込時に得た情報をもとに加入者が勤務する事業所に照会。
- ・平成29年1月から加入資格を取得した加入者の資格確認の初回実施は平成30年6月を予定。(平成29年1月～平成29年12月の加入者を対象に平成30年4月時点で登録されている加入者の事業所に照会)



資格確認に関するよくある質問および注意点

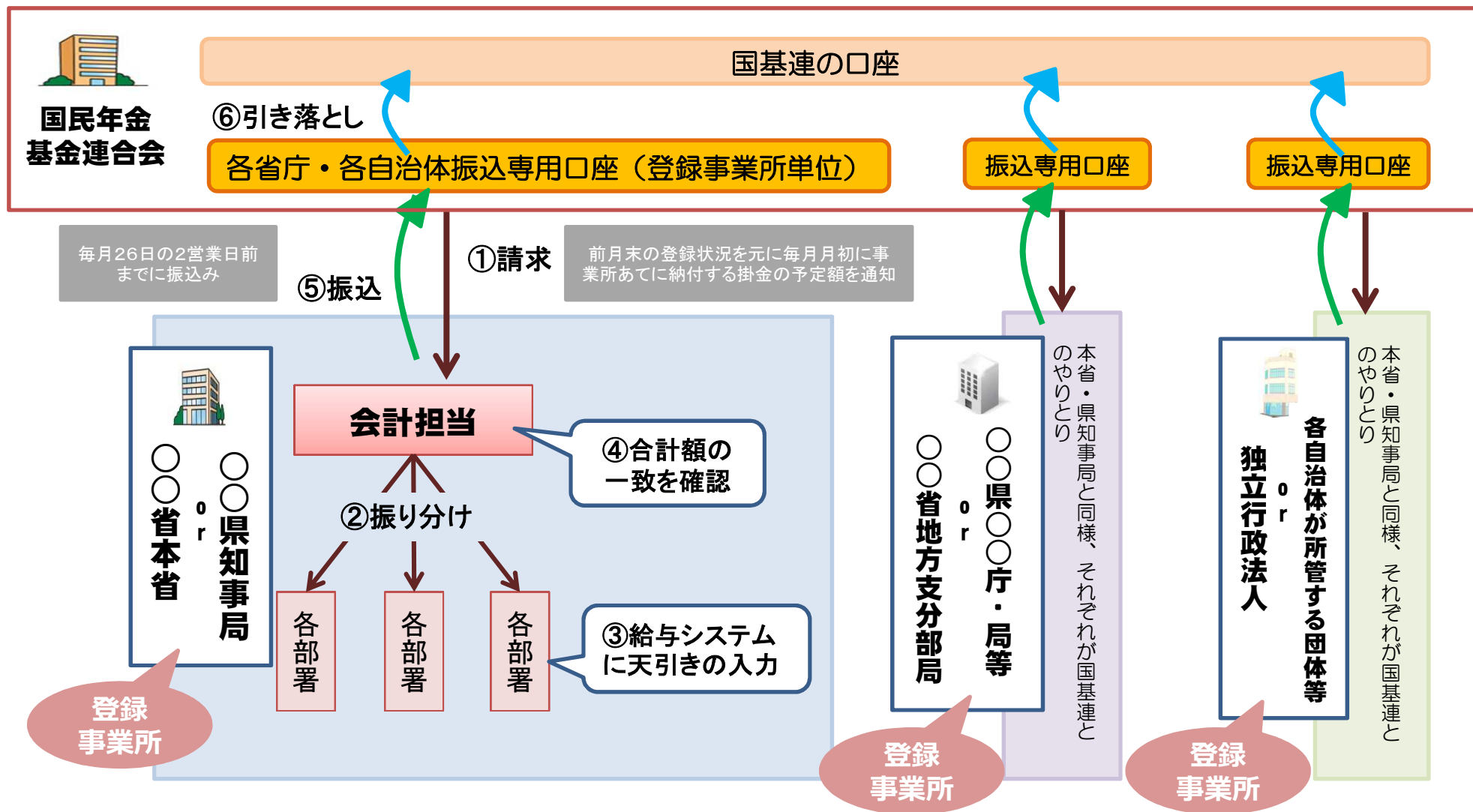
【よくある質問】

- Q 1 事業所の登録において適用事業所は1つ、事業主証明は複数箇所が実施するという運営は可能か。
適用事業所は大括りにして1つの事業所として登録を行い、事業主証明は複数の組織で対応したい。例えば、登録する適用事業所を県教育委員会とし、各学校等で事業主証明を行うことは可能か。可能な場合は、事業主証明書にどのように記載すれば良いか。
- A 1 適用事業所は単一の事業所で登録することが望ましいですが、適用事業所を県教育委員会とし、学校単位で証明を行うことも可能です（証明を教育委員会から各学校が委譲を受けているとの考え）。なお、国基連は登録された適用事業所に対し、通知・連絡することとなります。
その場合の事業主の証明書の書き方について（3欄、4欄、5欄の関係性）は、以下のとおりです。
3欄については、事業主証明を行う事業所（この場合は各学校）を記載いただきます。4欄については、事前登録を行った事業所（この場合は教育委員会）を記載します。4欄に記載いただいた事業所が、国基連との間でやりとりを行う事業所内の窓口となり、年1回の資格確認や掛金通知が送付されることとなります。5欄は4欄にも記載した事前登録を行った事業所の登録事業所番号を記載することとなります。＜参考資料1＞（P7）
- Q 2 事業主証明で証明するものはなにか。
事業主証明書で証明する内容は、一般の就労証明書等と同様、職員として在籍していることを証明すれば足りるのか。
- A 2 事業主証明書は、事業主として当該職員がどの被保険者資格にあるかを確認するものです。在籍確認とともに、共済加入者と非共済加入者で限度額が異なるため、共済資格の有無も確認することが必要です。
なお、当該職員が共済加入者か非共済加入者の確認方法は、具体的には定められておらず、共済長期掛金の払い込みなど共済資格を有することが明らかであれば、その方法による証明で差し支えありません。また、基礎年金番号の確認も併せて実施いただきたいと思います。

【注意点】

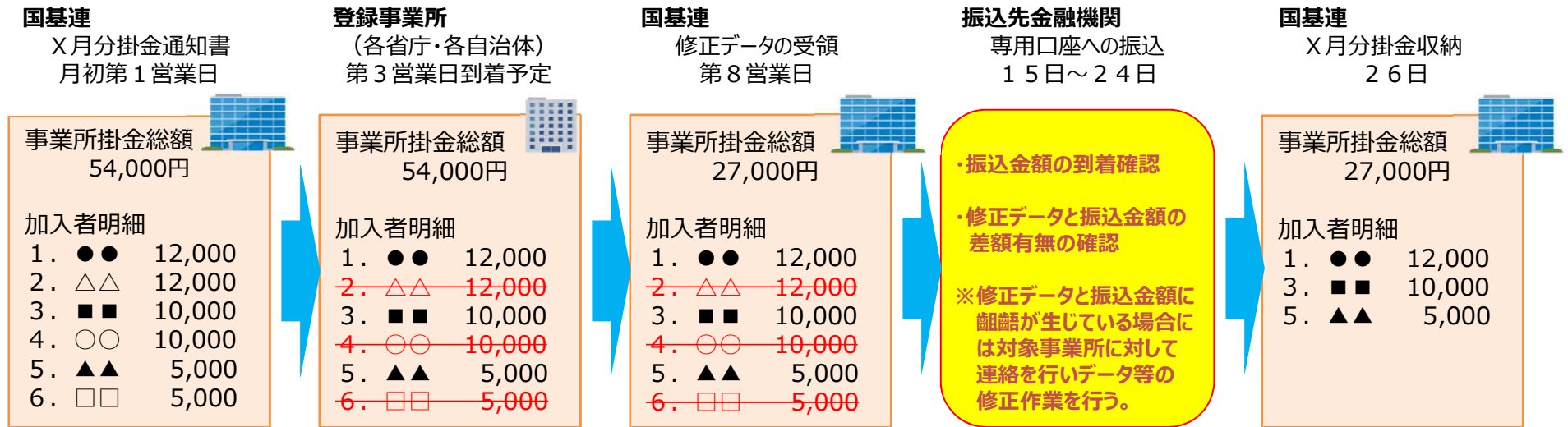
- 事業所登録に際して、登録の単位は実際に手続きを行う組織内の管理方法（人事管理・給与管理等）によって設定する必要がある。
- 官公庁・自治体の場合、事業主証明書に記載する登録事業所番号の記入は必須。＜参考資料1＞（P7）

官公庁・自治体等の事業所における掛金収納に関する事務フロー（振込みの例）

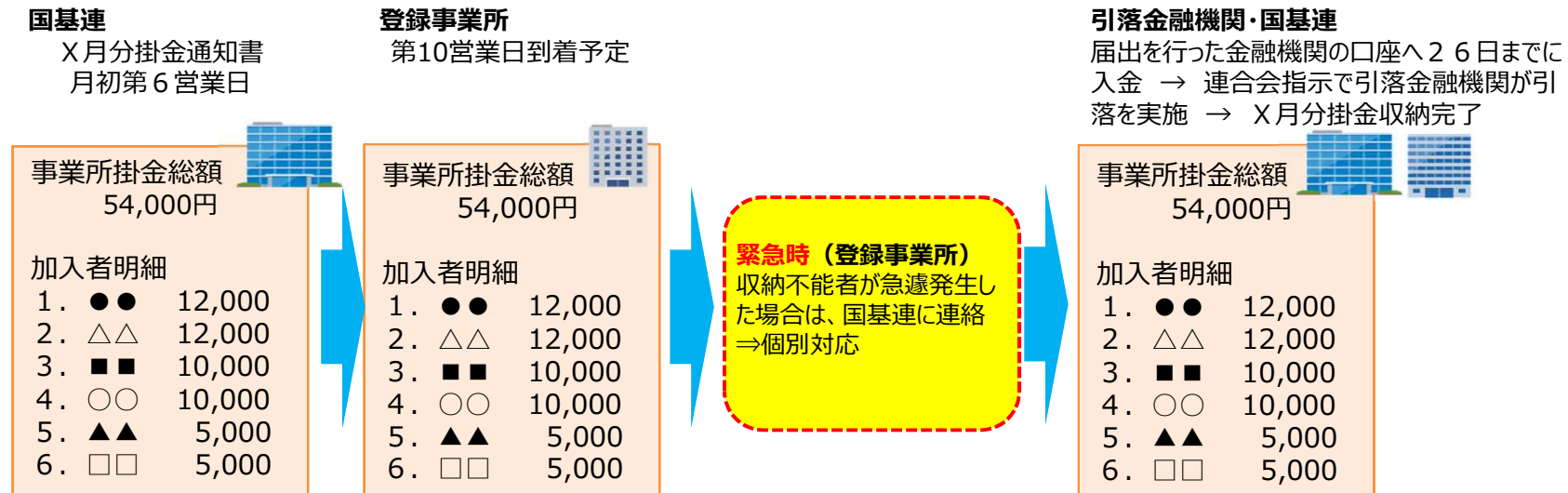


掛金データの授受～掛金振込～掛金収納までのフロー（イメージ）

1. 事業主払込（振込）の場合 ※紙、またはデータによる通知 <参考資料2>（P8）



2. 事業主払込（口座振替）の場合



掛金収納までの事務に関するよくある質問および注意点

【よくある質問】

Q 1 国基連の専用口座へは複数の振込元からの振込も可能か。

適用事業所毎に国基連がそれぞれの専用口座を用意することのだが、複数の振込み元から振り込みを行うことは可能か。

A 1 例えば、特別会計の職員に係る掛金など、同一適用事業所においても単一に当該口座に振り込むことができない場合については、複数の振込み元から1つの専用口座に振り込みを行っても差し支えありません。

Q 2 人事異動時の掛金控除のやり方は。

人事異動の際の掛金控除が翌月間に合わなかった際には、調整月にて納付することになっているかと思うが、例えば、職員の5月掛金が、6月頭に国基連から通知された場合、6月給与から控除することは給与システムのスケジュール的に間に合わない。その場合はどのような納付が可能か。

A 2 給与天引きの代わりに、現金等の形で事業主に掛金額分を納めることで事業主を介して掛金を納付するか、調整月での納付か、のいずれかの方法をとることになります。（調整月の納付は本人申請により行なう）

Q 3 給与天引きスケジュールに間に合わない場合の対応はどうか

A 3 恒常的に給与天引きの事務が実施できない場合は個人払込での実施をお願いいたします。また、給与天引きの代わりに、個人が現金等の形で事業主に掛金額分を納めることで事業主を介して掛金を納付する方法もあります。

【注意点】

- 振込の実施あたっては、通知書記載の金額に基づき振込を行うこと必要があります。誤った金額で振込が実施された場合には、修正に時間を要するため、収納が行なえない場合があります。
- 調整月の納付の申請は、事業主ではなく本人が行なう必要があります。

<参考資料1>

国民年金基金連合会

第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)

事務処理
センター用

●記入にあたっての留意点

- この書類は、個人型年金の加入者資格を証明するための重要な書類です。
- 項目1は申出者が、項目2以降は事業主が記入(該当する口にはしる点)してください。なお、訂正は、訂正部分を二重線で囲み、訂正書に応じた訂正印を押してください。
- 本枠内のすべての項目について記入してください。(選択肢は、□の欄にはしる点を記入してください)。

1. 申出者の情報


| | | |
|---------------------------------|-----------------------------|---|
| 基礎年金番号 1 4 8 3 - 7 2 9 6 5 1 | 証明を受ける申出者氏名 年金 一郎 | 希望する掛金納付方法と掛金額 <input checked="" type="checkbox"/> 事業主払込 <input type="checkbox"/> 個人払込 毎月の掛金額 10000 円 |
|---------------------------------|-----------------------------|---|

2. 申出者の他の企業年金等の加入状況

| |
|--------------------|
| 他の企業年金等の加入状況 51 |
|--------------------|

以下の該当する番号を記入してください。
 50: 国家公務員共済組合(長期)
 51: 地方公務員共済組合(長期)
 52: 私立学校教職員共済制度(長期)

3. 事業主の署名および押印等

| | |
|---|---|
| 方名名称 ●●●●市▲▲シヨウガッコウ 郵便番号 106-0032 TEL 03-1234-5678 申出者について、個人型年金の加入者資格があることを証明します。 証明日 平成 29年 12月 12日 住所 ●●●●市▲▲X-X-X-X 事業主名称 ▲▲小学校 事業主名刺 校長 ●●●● |  |
|---|---|

4. 国民年金基金連合会に登録する(しる)名称・住所等

| |
|--|
| 方名名称 ●●ケンキョウイクイインカイ 郵便番号 106-0032 TEL 03-9999-9999 ●●●●市●●●●Y-YY-Y ●●●●県教育委員会 |
|--|

(項目3. と同一の場合、記入不要)
市区町村コード 企業名初区分

5. 連合会への「事業所登録」の有無等(複数回答可)

| | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 「事業主払込」で登録済 <input type="checkbox"/> 「個人払込」で登録済 | <input type="checkbox"/> 既婚禁用品登録事業所番号 振込用登録事業所番号 1 1 1 1 1 1 1 1 |
|--|---|

6. 申出者の掛金納付方法(3)に該当する場合、「事業主払込」が困難な理由を、①または②で選択(記入)してください。

| | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> (1) 申出者が希望しているため、「事業主払込」とする <input type="checkbox"/> (2) 申出者が希望しているため、「個人払込」とする <input type="checkbox"/> (3) 申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする <input type="checkbox"/> (4) 申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする | 「事業主払込」が困難な理由 <input type="checkbox"/> ① 「事業主払込」を行う体制が整っていないため <input type="checkbox"/> ② その他 () |
|--|---|

| |
|-------------------------------|
| 掛金納付方法 1: 事業主払込 2: 個人払込 |
|-------------------------------|

..... 受付金融機関および事務処理センター使用欄

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 運用関連運営管理機関 (株) 確定銀行 | 受付金融機関 平成 年 月 日 |
| 記録関連運営管理機関 KSGキーンビング(株) | 事務処理センター |

<参考資料2> 通知書抜粋

111-0123

東京都港区六本木7-8-9

平成●年●月1日 発行

●●省

御中

個人型年金掛金振込事前通知書

登録事業所番号 00000001

個人型確定拠出年金について、下記のとおり振込予定情報を通知致します。

以下についてご記入いただき、お返してください。

- ①振込予定年月日（高利）
- ②振込予定加入者数の確定人数
- ③振込予定金額の確定金額

| | 予定 | 確定 |
|----------|-----------|----|
| 振込予定加入者数 | 20名 | |
| 振込予定金額 | ¥270,000- | |

掛金振込予定明細（加入者情報）を添付致します。

異動・退職等の理由によって振込対象外となった加入者がいる場合は、振込対象者チェック欄にチェックを入れてください。

当月の振込対象となる加入者数、および振込総額をご記入ください。

登録事業所番号 00000001

掛金振込予定明細（加入者情報）

1/2

| 項番 | 基礎年金番号 | 氏名 | 生年月日 | 加入者情報 | 振込予定金額 | 振込対象外 チェック |
|----|-------------|--------|----------------|-------|--------|--------------------------|
| 1 | 9101-000001 | 国平 一男 | 昭和 45年 5月 20日 | 加入中 | 10,000 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 9101-000002 | 国平 悦子 | 昭和 46年 11月 10日 | 新規加入 | 10,000 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 9101-000003 | 国平 二郎 | 昭和 46年 3月 21日 | 加入中 | 8,000 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 9101-000004 | 国平 四子 | 昭和 46年 5月 20日 | 新規加入 | 10,000 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 9101-000005 | 国平 五郎 | 昭和 46年 11月 10日 | 新規加入 | 12,000 | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 9101-000006 | 国平 六郎 | 昭和 46年 3月 21日 | 加入中 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 9101-000007 | 国平 七郎 | 昭和 46年 5月 20日 | 新規加入 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 9101-000008 | 国平 八郎 | 昭和 46年 11月 10日 | 加入中 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 9101-000009 | 国平 九郎 | 昭和 46年 3月 21日 | 加入中 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 9101-000010 | 国平 十郎 | 昭和 46年 5月 20日 | 加入中 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 11 | 9101-000011 | 国平 十一子 | 昭和 46年 11月 10日 | 加入中 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 12 | 9101-000012 | 国平 十二子 | 昭和 46年 3月 21日 | 加入中 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 13 | 9101-000013 | 国平 十三子 | 昭和 46年 5月 20日 | 加入中 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 14 | 9101-000014 | 国平 十四子 | 昭和 46年 11月 10日 | 掛金変更 | 10,000 | <input type="checkbox"/> |
| 15 | 9101-000015 | 国平 十五子 | 昭和 46年 3月 21日 | 加入中 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 16 | 9101-000016 | 国平 十六子 | 昭和 46年 5月 20日 | 加入中 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 17 | 9101-000017 | 国平 十七子 | 昭和 46年 11月 10日 | 加入中 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 18 | 9101-000018 | 国平 十八子 | 昭和 46年 3月 21日 | 加入中 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 19 | 9101-000019 | 国平 十九子 | 昭和 46年 5月 20日 | 掛金変更 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 20 | 9101-000020 | 国平 二十郎 | 昭和 46年 11月 10日 | 加入中 | 15,000 | <input type="checkbox"/> |
| 21 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 22 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 23 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 24 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 25 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 26 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 27 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 28 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 29 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 30 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 31 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 32 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 33 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 34 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 35 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 36 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 37 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 38 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 39 | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 40 | | | | | | <input type="checkbox"/> |

当月の振込対象ではなくなった加入者に対してチェックをご記入ください。